

事務所通信

2007 年 3 月号

No. 21



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス [http : //www.terumori. jp](http://www.terumori.jp)

節税

多くの経営者は「もっと売上を上げたい」と考えています。

しかしそれと同時に「税金を納めたくない」と思っています。

脱税はしないが、できるだけ節税をしてほしい。「黒字の時は、利益の半分が税金で持っていかれるのに、赤字になっても国は助けてくれない」といって赤字になった原因が、あたかも国にあるかのように言う人もいます。

そのような会社の決算書を見ると、例外なく自己資本比率が低く、企業体質もとても弱いのです。

節税の方法はいろいろありますが、その会社の将来のために研究開発投資をしたり、新入社員や幹部社員の研修をしたり、倒産防止共済や小規模企業共済、生命保険をかけたりすることを提案します。また必要なものであれば、借入をして不動産の購入や設備投資をして、支払利息や減価償却費を増やしたりするのが基本です。

しかしながら過度の節税は、キャッシュフローを悪くし、企業の寿命を短くすることになりかねません。大切なのは納税額を0にするのではなく、適正な利益を上げて、納税を通して社会の発展に貢献できることに喜びを見出し、企業の内部留保を厚くして、企業体質を強化することです。

京セラの稲盛会長は、『企業の利益とは税引き前利益でなく、税金を支払った残りの税引き後利益が本当の利益だと思ふことが正しい』とおっしゃっています。

企業は継続して成長発展し続けることが宿命です。会社は経営者である、あなた1人のものではありません。経営者として、納税に対する正しいポリシーを確立してください。行き過ぎた節税はあなたの会社を減ぼします。



延納制度

確定申告は皆様お済みでしょうか？所得税の申告期日 3 月 1 5 日、消費税が 4 月 2 日までの申告・納税となっていますので期日に注意して申告しましょう。

ご存じの方も多いかと思いますが、所得税には延納制度という納税方法がありますのでご紹介させていただきます。

<所得税延納制度>

所得税の納税期日は 3 月 1 5 日（振替納税は 4 月 2 0 日）ですが、納税期日に納付が困難な場合、確定申告書の 5 1. 5 2 の延納届出欄に記載する事により、納税額の一部を 5 月 3 1 日（振替納税者も同日）まで期日を延長して分割納税する制度です。しかし、納税期日から 5 月 3 1 日までの間、下記の利子税というものがかかりますので注意が必要です。

- 延納条件 確定申告分税額の 1 / 2 以上を期限内に納付すること。
- 延納税額が 1 1 万円以上の場合は年利 4. 4 % の利子税がかかります。

延納制度に係る利子税額速算表

本税額	利子税	本税額	利子税	本税額	利子税
11万円	1, 000円	21万円	1, 900円	31万円	2, 800円
12万円	1, 100円	22万円	2, 000円	32万円	2, 900円
13万円	1, 200円	23万円	2, 100円	33万円	3, 000円
14万円	1, 200円	24万円	2, 200円	34万円	3, 100円
15万円	1, 300円	25万円	2, 300円	35万円	3, 200円
16万円	1, 400円	26万円	2, 400円	36万円	3, 300円
17万円	1, 500円	27万円	2, 500円	37万円	3, 400円
18万円	1, 600円	28万円	2, 500円	38万円	3, 500円
19万円	1, 700円	29万円	2, 600円	39万円	3, 600円
20万円	1, 800円	30万円	2, 700円	40万円	3, 700円

・本税の額が上記の表にない場合は、次の算式により利子税を計算してください。

本税額		利子税の割合		計 算 期 間		利子税の額												
	×	4. 4%	×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">自</td> <td style="width: 45%;">法定納期限の翌日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 19 . 3 . 16</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">至</td> <td>本税納付の日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 19 . . .</td> <td></td> </tr> </table>	自	法定納期限の翌日			平成 19 . 3 . 16		至	本税納付の日			平成 19 . . .		=	00 円 (100円未満切り捨て)
自	法定納期限の翌日																	
	平成 19 . 3 . 16																	
至	本税納付の日																	
	平成 19 . . .																	
365																		

- (注)
- ・本税の額に、1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
 - ・計算した利子税の額が千円未満の場合は納付する必要はありません。

<消費税納税資金の貯蓄のお願い>

消費税については預り金的性格の税なため延納制度はありません。無理なく納税していただくためにも定期積金や貯蓄性の預金等で毎月納税資金を貯蓄されてはいかがでしょうか。

< 倉 又 >

電子申告

いよいよe-Tax（電子申告、電子納税）が本格的な実施となってきました。当事務所においても、今後は法人のお客様、個人のお客様を問わず、基本的に電子申告による提出へ切換えていく方針です。今回は、私どもの事務所でこれから行う電子申告の業務と、電子申告をした場合のお客様の対応をお知らせします

◇ 電子申告・納税等開始届出書の提出について

お客様宛に「電子申告・納税等開始届出書」を提出する旨をお知らせする書面を順次発送します。電子申告ではなく従来通り書面による提出が希望のお客様はお申し出下さい

了承いただいたことが確認され次第、当事務所のパソコンからインターネットにより開始届出書の提出をします。

◇ 利用者識別番号等の通知書について

開始届の提出後、税務署からお客様宛に利用者識別番号等が記載された通知書が郵送されます。

通知書が送られてきましたら、すぐに当事務所宛にFAXしていただくか、担当者まで連絡を下さい。誤って紛失された場合、再度開始届出書の提出をしなければなりませんので、紛失をしないようお願いします。

◇ 電子申告による申告書、届出書の提出（送信）

平成19年の改正により、電子申告の最大のネックであった「電子証明書」要件が大きく緩和され、税理士が関与している納税者の場合には納税者の電子証明書（住基カード）が不要となりました。

申告書、届出書の提出は、税理士の代理署名により当事務所のパソコンから送信することで提出が完了することになります。

尚、電子による申告をした場合、従来のように税務署の「收受印」をもらうことはできません。申告書等に收受印が必要な場合は通常の手続きによる提出としなければなりませんので、その旨申し出てください。

（電子申告関連情報）

国税庁ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru_01.html

E-TAX導入マニュアル http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_tourokumanual.html



●Q & A

①「電子申告・納税等開始届出書」を提出すると、必ず電子申告しなければならないのですか？

回答：「電子申告・納税等開始届出書」を提出した場合であっても従来通り書面により提出することができます。また、申告のみ、あるいは納税のみというように手続きの一部に限った利用も可能です。

②電子申告をした場合、申告書等の控用は変わるのでしょうか？

回答：基本的にお客様の控用は今まで通り変わりありません。しかしながら、税務署で「收受印（受付印）」を押印してもらうことはできませんので、收受印（受付印）が必要な場合は、従来通りの書面による申告をおすすめします。

③納税者本人もしくは法人代表者の電子証明書は、以後全く必要ないのでしょうか？

回答：申告書および届出書については、税理士等の代理署名による提出が可能ですが、インターネットバンキング等による電子納税を利用したい場合は電子証明書の取得が必要です。

④電子証明書とはどのようなものですか？

回答：電子証明書には、代表的なものとして、市役所で取得する「公的個人認証サービス付住基カードによる電子証明書」と法務局で取得する「商業登記に基礎を置く電子認証制度による電子証明書」があります。市役所で取得する電子証明書は法人の代表者、個人事業主ともに利用できますが、法務局で取得する電子証明書は法人の代表者にのみ利用可能です。

⑤法人の代表者は「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書と「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書の両方を取得する必要がありますか？

回答：両方取得する必要はありません。

住基カードに格納される「公的個人認証サービス」の電子証明書は、個人所得税の電子署名だけでなく、法人税や法人の消費税の電子申告の際に、代表者としての電子署名にも利用できます。

また、「公的個人認証サービス」の電子証明書は、安価で、様々な行政機関の電子申請・届出にも利用できる便利なものです。（住基カード自体の発行手数料は500円程度、電子証明書の登録も500円程度、合計1,000円程度となります。）

尚、法務局で取得する電子証明書の場合、3ヶ月間～27ヶ月間の証明期間があり、その際の手数料は3ヶ月間のときは、2,500円、3か月を超えるときは、その超える期間3ヶ月毎に1,800円を加算した額となります。

そのため、代表者の方の電子証明書には、「公的個人認証サービス」の電子証明書の取得をお薦めいたします。

< 伊 藤 >

社会保険料

社会保険の種類は、基本的に医療保険、介護保険、年金保険、雇用保険、労災保険の5つからなります。社会保障のひとつで、対象者は強制加入が原則です。保険料に国庫や事業主から負担金が拠出されているところが民間保険と異なる特徴です。

◇ 医療保険

- 健康保険 …… 一般民間被用者
- 船員保険 …… 船員
- 国民健康保険 …… 自営業、無職者
- 共済組合 …… 公務員 ・ 私立学校職員等

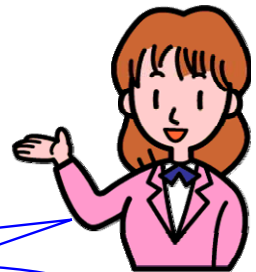
◇ 年金保険

- 国民年金 …… 全国民に対し基礎年金として適用される。
- 厚生年金 …… 船員を含む一般民間被用者
- 共済年金 …… 公務員 ・ 私立学校職員等

◇ 介護保険

◇ 雇用保険

◇ 労働者災害補償保険(労災保険) …… 一般民間被用者



医療事務において保険の種類を区別するため、自営業者等が加入する「国保(国民健康保険)」に対し、被用者が加入している健康保険を「社保(社会保険)」と呼ぶことがあります。また、社会保険事務において、雇用保険と労災保険の2つを合わせて「労働保険」と呼ぶことがあります。

★ 「国保(国民健康保険)」 → 「社保(社会保険)」 への変更

社会保険に加入した日が所属する月分の保険料は社会保険として支払うこととなります。国民年金保険料も、厚生年金として支払うこととなります。

「社保」の資格取得届は会社がしますが、「国保」については、脱退の手続きを市町村する必要があります。

(新しく交付された健康保険証、今まで使用していた国民健康保険証、印鑑を持参)

★ 「社保(社会保険)」 → 「国保(国民健康保険)」 への変更

退職日の翌日(資格喪失日)が所属する月分の社会保険料はかかってきません。

従って、その月は国民健康保険料と国民年金保険料を支払うこととなります。

会社から交付された「資格喪失通知書」と印鑑を持参して市町村で手続きをします。

…… いずれの場合も重複して徴収されることはありませんのでご安心ください。 ……

研修予定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
3月23日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『平成19年度改正税法』	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

確定申告は期限内！！

所得税・贈与税
3月15日 まで

消費税及び地方消費税
4月2日 まで

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

《香りの効果》

香りには病気に対する免疫力を高める働きがあるといわれている。花や草など自然のものを身近に置くことはそれだけで大いに気持ちを和ませる効果がある。日ごろのストレス緩和や健康づくりに一役たててみては。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：小澤）





休日カレンダー



3月（弥生）MARCH

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4 堀田・廣川	5	6	7	8	9	10
11 伊藤・原	12	13	14	15	16	17 倉又・田中
18	19	20	21 春分の日	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

・確定申告期間中は、土・日曜日も元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されてない土曜日は、全員出勤となっています。）

3月の税務

3月12日	本年2月分源泉所得税・住民税の納付
3月15日	昨年分の所得税確定申告・損失申告及び第3期分の納付 確定申告税額の延納届出書提出 本年分青色申告の承認申請書提出 前々年分の所得税の更正の請求 住民税・事業税・事業所税・贈与税の申告 相続時精算課税選択届出書提出
4月2日	本年1月決算法人の法人税等中間申告 本年7月の決算法人の消費税中間申告 本年10月・7月・4月決算法人の消費税中間申告

あとがき

暖冬で結局雪もほとんど降らないまま春を迎えようとしています。暖かい日々が続くのは嬉しいのですが、やはり雪がないと冬という感じがせず淋しい気持ちもしてしまいます。

現在事務所は確定申告期間の真っ最中で残業が続き、疲れがたまりやすい時期でもあります。効果的な疲労回復のコツとして、「適度な運動をする」「生活リズムに従った睡眠をとる」「きちんと食事を取り栄養補給をする」があるようです。

残り半月の申告期間とその後の仕事を乗り切るためにも健康に気を配りながら仕事をしたいと思っています。

< 田 中 >